

ふくいの農業「女性活躍」応援事業（県単）

【目的】	女性の農業への参画・定着促進を図るため、働きやすい環境の整備等に対して支援する。
【対象者】	<ul style="list-style-type: none"> ・生産者 ・営農集団 ・女性の認定新規就農者
【補助対象】	<p>女性の農業への参画・定着促進を目的とした働きやすい環境の整備等に要する経費</p> <p>①就労環境整備 女性農業者が働きやすい就労環境・受け入れ環境の整備 例) 簡易トイレ、更衣室等の整備、空調服、温熱ベスト等の配備</p> <p>②省力化機械整備 作業従事する女性農業者の負担軽減にかかる省力化機械等の整備 例) 電動剪定鋏等の配備、肥料散布機等の省力化アタッチメントの導入</p> <p>③新規部門導入 新たな経営展開や事業の多角化等に必要な取組 例) 加工施設の整備、農業用ハウスの整備、商談会等の出展経費</p>
【要件】	<p>(共通)</p> <p>①雇用契約等を締結し、65日以上かつ年間515時間以上従事する女性労働者を事業実施翌年度まで1名以上新たに雇用すること。</p> <p>②「ふくい女性活躍推進企業」に登録されていること。または登録申請中で、事業完了時まで登録されていること（個人事業主を除く）。</p> <p>③事業年度中に次の（1）～（3）のいずれかを満たすこと</p> <p>（1）育児休業を一か月以上取得した従事者が1名以上</p> <p>（2）女性のキャリアアップのための研修（管理職養成・資格取得など）に年1回以上参加</p> <p>（3）女性が働きやすい環境づくりのための研修に年1回以上参加（就労環境整備、省力化機械整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備する内容が雇用しようとしている女性労働者数に対して過剰でないこと。 <p>(新規部門導入)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな部門への進出の取組であること。
【補助割合】	事業費に対し、（県）2/3以内（補助費上限200万円）
【その他】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体毎の補助は1回限り ・財産処分制限期間は通年、当該事業で整備する機械又はハウスについて、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険又は施工・販売業者等の保証等に参加し、気象災害等による被災に備えた措置をすること